



平成31年4月16日
高岡市立芳野中学校
NO. 1

新しい年度が始まり、新しいクラス・新しい教室での生活が始まりました。晴れやかな気持ちで今年度のスタートができたでしょうか。4月12日に身体測定が実施されました。「体重が増えている!」「先生何cm伸びた?」などの生徒たちの声が聞かれました。中学生は、大人に向かってからだも心も変化する時です。変化が大き過ぎてとまどったり、他人と比較して悩んだりするかもしれません。健康診断は、自分のからだは今「どんなふう」「どれくらい変化しているか」じっくりと観察できる機会です。自分自身をしっかり見つめていきましょう。大切なのは、その人なりにバランス良く成長しているかどうかということです。からだの成長に関して気になることがあれば、一人で悩まず保健室に来て相談してください。

養護教諭の六郷恵子です。よろしく
お願いします。



4月の保健目標 **自分の身体の発育や健康状態を知ろう**

4月の保健行事

科	日時・対象	学校医	健康診断の内容	注意事項
内科 (保健室)	4/17(水) 3年生	五十 豊 医師	心臓や肺、背骨や胸郭の状態、皮膚の病気や貧血、結核の有無をチェックします。	診察の時、脊柱側彎症の検査をしますので男子は上半身の衣服を全部脱いでください。女子は検査時、プール用のバスタオルを着けて受検します。プール用のバスタオルに肩ひも(パジャマ用のゴムひもなど)を縫い付けておいてください。
歯科 (会議室)	4/18(木) (1. 2年生)	米澤 吉治 歯科医師	むし歯、歯肉の状態、歯並び、歯垢がついていないかチェックします。	今夜から、一生懸命に歯みがきをしてください。歯肉炎になりかけている人は特に細かくていねいに。 前日の夜、当日の朝は、必ず時間をかけて歯みがきをしてください。
眼科 (保健室)	4/25(木) (全学年)	福尾 吉史 医師	目の健康状態や目の動きをチェックします。	朝、目の周りをきれいに洗ってください。

健康診断の目的

- ・自分の発育を知る。
- ・疾病や異常を早期に発見する。
- ・健康診断の結果により、今後の生活における健康の保持増進に役立てる。

保護者の方へ

☆ 健康診断の結果、治療や詳しい検査が必要な場合は、治療カードを配します。速やかに受診してください。ようよろしくお願いいたします。



けがを予防しよう！ 日本スポーツ振興センター災害給付制度について

今年度学校では、部活動や体育の授業を実施するに当たって安全面を最優先し、できる限りけがの予防に努めたいと考えております。

しかし、万一、学校管理下（授業中、部活動中、登下校中など学校長の許可のもとで活動している時）で、災害（負傷・疾病）が発生し、病院や接骨院で治療を受けた場合に、医療費の一部（健康保険自己負担分程度）の支給を受けることができます。



入学時に3年間の加入同意を得て、各年度初めの4月に掛金945円(国・市負担金485円本人負担金460円)を掛け、加入することになります。

学校管理下で災害が発生し、病院や接骨院で治療を受けた時は下記の手順で手続きをしてください。

高岡市では中学生も「こども医療費」の対象になっていますが、学校管理下でのけがの場合は日本スポーツ振興センター災害給付制度が優先されます。

面倒ですが、一時立て替え払いをお願いいたします。給付金は、申請された保護者と同一名義口座に振込みます

<手続きの方法>

- ◇ 学校管理下でけがをして病院や接骨院等で治療を受けた場合は、担任または部活動の顧問を通して養護教諭へ連絡してください。
- ◇ 「災害発生状況調査」を書いて、7日以内学校へ提出してください。（けがをしたときの様子を本人が詳しく記入してください。）
- ◇ 災害請求の「医療等の状況」「領収書貼付用紙」「災害共済給付に係る振込口座申請書」等の必要書類をお渡しします。医療機関の領収書、振込をする通帳（必ず申請された保護者と同一名義）のコピーを貼ってください。「医療等の状況」は、1ヵ月分の医療費全てを記載することになっています。治療を受けた病院や接骨院、調剤薬局等で記入してもらい、学校へ提出してください。

<注意事項>

- ◇ 書類をすべて提出され、学校が月ごとに高岡市教育委員会に請求してから約3～4か月後に給付金が支給され口座に振込まれます。
- ◇ 治療を途中で中止すると、再発しても給付金が支給されないことがあります。完治するまでしっかりと治療してください。
- ◇ 学校からお渡しした書類をすべて提出されないと、高岡市教育委員会へ請求することができません。また、治療費が5,000円未満（窓口負担が1,500円未満）の場合は適用しません。
- ◇ 「公費医療制度」（ひとり親家庭医療制度やこども医療費助成制度）との併用はできませんので、学校管理下でのけがの場合はできるだけこの制度を使ってください。

※ 近年は学校内であっても、第三者の加害行為（一方的な暴行・暴力など）による傷害に対して健康保険の適用外とされることが多々あります。その場合、日本スポーツ振興センターも対象外となります。

過去には、加害生徒の保護者に数万円もの医療費を全額負担していただいたことがあります。どんな場合でも、暴力行為は絶対に許されないことを親子で確認してくださるようお願いいたします。